

同行避難ペット受入れの手引き

平成 26 年 4 月

練 馬 区

はじめに

過去の災害では、地域で火災が発生したり、自宅が倒壊する危険があるにもかかわらず、ペットがいるために避難しなかったり、ペットを置いてきてしまったため家に戻るなどして二次災害や災害関連死に遭った被災者がいました。また、ペットがいるため避難所に避難することを躊躇し、車中で生活を続けたため、「エコミークラス症候群」で亡くなった方もいました。一方で「避難所に連れていけないから」とペットを放してしまえば、人に危害を加える恐れもあります。そのため練馬区では、災害時にはペットとの同行避難を行うことにしています。その際、受入れをした避難拠点内でトラブル等が発生しないよう、各避難拠点が、事前に受入れ方法等の検討をする必要があります。

そこで、このたび「同行避難ペット受入れの手引」を作成しました。手引きを参考に、各拠点において事前に話し合っただき、各避難拠点の状況に応じたペットの受入れ体制作りを進めていただければ幸いです。

基本的な考え方

同行避難したペットの管理は、原則として同行避難者が行います。また、他の避難者の理解を得られるようなルールのもとで飼育することが求められます。そのため、各避難拠点で、同行避難者を中心に「動物保護班」を編成し、協力してペットの保護活動を行います。

本手引きの活用にあたって

● 避難拠点で受け入れられるペット

区では、避難拠点で受け入れられるペットを「練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方」により、下記のとおり定めています。

原則として自宅から飼い主等と同行避難した犬・猫等の小動物

※ 小動物とは、犬、猫、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥、爬虫類などのペットをいう。

※ 他の避難住民やペットに危害を及ぼすと思われる動物は受け入れない。

◎ 身体障害者補助犬法で定める盲導犬、介助犬、聴導犬（以下「補助犬」という）は飼い主と同一空間で受け入れる。

● 避難するペットの想定数

一般社団法人ペットフード協会の調べと人間の避難想定から、犬・猫の避難想定数は、1拠点あたり最大で犬約50頭、猫約30頭と考えています。犬、猫以外の小動物は、予測することができません。

● 飼い主への啓発

区では、災害時に備え、「ペットにも防災対策を」（練馬区保健所生活衛生課）を配布し、ペットの身元の表示、予防注射接種、防災用品の準備、しつけ等、最低限しておかなければならないことを日常から飼い主に対して啓発しています。

なお、区では、家屋の倒壊等により、やむを得ず用意ができない場合に備え、ケージ等を順次備蓄していきます。ペット用の食餌は備蓄していません。

1 動物避難所の設置

考え方

避難拠点では、学校の敷地内にペットを飼育する「動物避難所」を設置します。

- ① 避難拠点では、ペットの種類ごとに動物避難所を、予め決定しておきます。可能な限り学校の授業再開に影響を与えない場所にします。
- ② 避難者にも理解できるよう飼育場所を明示します。必要に応じて、立ち入り禁止テープを張る、貼り紙をする等の処置をします。

ペットの種類	場所
犬	(例) 首輪のみの犬—ネットフェンス、 ケージに入った犬—昇降口脇の軒下
猫	(例) 昇降口内の指定された場所 (ケージ等に入れる)
その他	(例) 猫とは別に昇降口内で指定された場所

- 補助犬は要介護者が居住する教室等の同一空間で受け入れます。
- ③ 動物避難所は、ペットを連れていない避難者の生活空間とは分離して設置します。

【動物避難所設置の留意事項】

- 犬・猫は同じ場所にしないようにします。
- 犬・猫以外の動物の飼育場所は、同一の動物ごとにグループ分けします。
- トイレの場所も決めておきましょう。(例) 校庭の隅の指定された場所等

避難拠点で決めておくこと(例示)

2 避難したペットの登録

考え方

避難拠点では、動物避難所での管理を適正に行うため避難したペットの登録を行います。ペット同行避難者には避難拠点におけるペット飼育ルールを遵守するよう指導します。

避難拠点で決めておくこと(例示)

- ① 避難拠点開設当初は、避難拠点要員と避難拠点運営連絡会が協力し、ペットの受付を行います。動物保護班が編成された後は、動物保護班がペットの受付を行います。

【ペットの登録について】

- 同行避難者に「避難ペット台帳」(巻末資料 1)、「同行避難ペット誓約書」(巻末資料 2)に記載させ、避難ペット台帳番号を付番します。
 - 家屋の倒壊等により、やむを得ない理由でペットに必要な首輪等を飼い主が用意できない場合は、備蓄物資を貸与し、その旨を「避難ペット台帳」に記載します。
 - 「避難ペット台帳番号」を記した番号札を飼い主に配布し、ケージ等の収容用品に貼付してもらいます。
- ② ペット同行避難者に、「飼い主(ペット同行避難者)の皆様へ」(巻末資料 3)を守ること及び「動物保護班」への加入の同意を取ります。

3 動物保護班の編成	
考え方	<p>同行避難者全員で「動物保護班」を編成し、協力して動物保護活動を行います。</p>
避難拠点で決めておくこと(例示)	<p>① ペットと同行避難してきた飼い主がある程度集まったところで、「動物保護班」を編成し、その中から動物保護班班長（責任者）を選出します。</p> <p>班長は避難拠点要員・避難拠点運営連絡会との連絡調整や動物保護班内の活動の管理を行います。</p> <p>② 班編成以降は「動物保護班」が主体となり、避難拠点要員・避難拠点運営連絡会と協力しながら、ペットの受付を行います。</p> <p>③ 避難拠点要員・避難拠点運営連絡会ではペットについて、担当者を決めておきます。</p> <p>担当要員は、_____、_____です。</p>

4 避難したペットの飼育

考え方	<p>同行避難したペットの飼育は、原則として同行避難者の責任で行います。編成した動物保護班が中心となり、避難拠点で定めた飼育ルールを守り適正に飼育します。</p>
避難拠点で決めておくこと（例示）	<ol style="list-style-type: none">① 動物保護班は協力しあって、給餌、散歩、餌や糞尿の後片付け、書類の管理、一時的相談対応等を行います。② 収容動物の増減に合わせ、避難拠点全体の管理のもと、適正なスペースの維持に努めます。③ 他の避難者からの不満や苦情等、トラブルが生じたときは、同行避難者が対応します。やむを得ない場合は、動物保護班や避難拠点要員・避難拠点運営連絡会の協力を得ながら、解決に努めます。④ ペットが傷病した場合は、同行避難者が動物病院（巻末資料5）に連れていきます。⑤ 動物保護班は、毎日、避難拠点運営連絡会のミーティングに参加します。また、班としてもミーティングを行い、情報を共有します。

5 練馬区ペット防災対策本部との連絡調整	
考え方	避難拠点での動物保護活動を円滑に進めるために、練馬区ペット防災対策本部（健康部生活衛生課）と連携します。
避難拠点で決めておくこと（例示）	<p>① 動物保護班は、避難拠点をとおして、練馬区ペット防災対策本部へ適宜、避難拠点および周辺地域の情報について連絡します。</p> <p>② 動物保護班は、避難拠点解散時には、必ず被災動物収容頭数の報告を行い、飼い主の傷病等やむを得ない理由により飼い主等が飼育できない犬・猫等の小動物を「動物救護センター」へ搬送します。</p> <p>③ 練馬区ペット防災対策本部からの情報が避難拠点に入った場合、必要に応じて、動物保護班、避難拠点要員・避難拠点運営連絡会が協力して、避難拠点内および周辺地域に周知します。</p> <p>④ 電気が復旧した時の連絡は、原則FAXで行います。</p> <p>【情報内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 練馬区獣医師会動物病院の稼働状況（3日以内） ● 衛生管理の指導 ● 「動物救護センター」の開設情報 ● 動物救護ボランティアの派遣 など

【連絡先】

練馬区区民防災課	区民防災第一係	(5984) 2601
	区民防災第二係	(5984) 2605
	区民防災第三係	(5984) 4504
練馬区生活衛生課	管理係	(5984) 2483

台帳番号

●●学校避難拠点 避難ペット台帳

避難日時			
退去日および行先			
飼い主 (ペット同行避難者)		氏名	
		住所	
		連絡先	
ペットの 情報	ペットの種類	犬・猫・その他()	
	他のペットと見 分けられる特徴	品種()	毛色()
		大きさ()	その他()
	ペットの名前		オス・メス
	犬の登録	鑑札()	注射済票()
	持参装具	ケージ・首輪・口輪・リード・その他()	
ペットの特性 (人に対して)	咬む・吠える・怖がる・その他()		
保護場所			
避難拠点が貸与 した物品			
動物病院受診記録			

同行避難ペット誓約書

年 月 日

_____ 学校避難拠点班長 様
避難拠点運営連絡会会長 様

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

1 避難ペット台帳番号

2 私は避難拠点の動物保護班に加わり、責任を持って同行避難ペットの世話（給餌、運動、清掃、避難ペット台帳の管理等）にあたります。

3 同行避難ペットの取扱は、すべて貴避難拠点の指示に従い、やむを得ない事情により死亡、逃亡または負傷してもその責を問わないものとし、損害賠償等を求めません。

4 避難拠点の指示に従わなかった場合に、退去を命じられても異を唱えないものとします。

5 同行避難ペットに公衆衛生上必要となった処置や、疾病・負傷等の治療については、私が獣医師の診療を受けさせます。

6 当該動物の個体識別手段等は、私が用意します。私が用意したものは（□ケージ、□キャリーバッグ等の収容器具、□餌、□トイレ用品、□リード、□首輪等）です。用意できなかった場合、避難拠点において他の収容ペットと物品が違ってても、取扱については避難拠点にお任せします。

7 避難拠点動物避難所で同行避難ペットについて必要となった費用は、私が負担いたします。

8 この避難拠点が閉鎖した場合は、できる限り、私および私の関係者が保護していきます。

※ 避難拠点に、ペットだけを預けることはできません。

「飼い主（ペット同行避難者）の皆様へ」

ペットの飼い主（ペット同行避難者）であるあなたは、この避難拠点で多くの方と共同生活を送らなければなりません。避難拠点に避難されている方には、動物が苦手な方や、動物のアレルギーをお持ちの方もいらっしゃいます。

避難拠点の中で、人と動物が少しでも気持ちよく過ごすため、次のことを守ってください。

- (1) 飼い主ご本人（ペット同行避難者）が責任をもって飼育してください。
- (2) 避難拠点に同行できるペットは次の動物です。
 - ・ 犬・猫等小動物
 - ※ 小動物とは、犬、猫、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥、爬虫類などのペットをいいます。
 - ※ 他の避難住民やペットに危害を及ぼすと思われる動物は受け入れられません。
- (3) ペットには首輪をつけるなど識別ができるようにしておきましょう。
- (4) ペットは指定された場所につなぐかケージに入れて管理します。
- (5) ペットに必要な物資（食餌・水・リード・首輪・ケージ・トイレ用品・薬）等は飼い主（ペット同行避難者）が用意してください。
- (6) トイレは決められたルールを守りましょう。
- (7) トイレの後始末は飼い主（ペット同行避難者）が速やかに行いましょう。
- (8) 飼育場所・施設は常に清潔にしましょう。
- (9) その他、他の方からの苦情や事故のないよう、気を配りましょう。

ペットと同行避難してきた飼い主（ペット同行避難者）は全員「動物保護班」に加入し、「動物避難所」の運営・管理をしていただきます。
この場合、飼い主が傷病等で保護できない動物の保護もお願いしています。